

(質問)

大雨や強風の注意報や警報はどのようなときに発表されるのですか。

(回答)

気象の災害は、その現象の強さと、それぞれの地域の社会環境(地形と住んでいる場所の関係、産業の状況、防災施設、防災体制など)などの違いにより発生形態が異なります。

気象台では、注意報・警報の対象となる地域ごとに、気象状況と災害との関係を調査して、それぞれの気象要素(雨、風、雪など)ごとに発表するための「基準」を作っています。

山梨県の雨や風に関する注意報・警報の基準は表のようになっており、気象条件がこれらの基準に達したときあるいは達すると予想されたとき、注意報や警報を発表します。

雨や雪、風に関する山梨県注意報・警報基準

表の「盆地」は、中・西部の鵜沢以北で標高500メートル未満の地域をいいます。「山地」は、東部や富士五湖、盆地以外の中・西部の北部や南部をいいます。

風雪・強風注意報に付いている*印は、甲府地方気象台での値です。

R1、R3、R24はそれぞれ1、3、24時間の雨量を示し、RTは総雨量を示します。なお、大雨のR1の欄にある「40 RT100」は、1時間雨量が40mm以上で、総雨量が100mm以上であることを意味します。

種類	注意報		警報		
	盆地	山地	盆地	山地	
暴風 (平均風速)	/		20m/s		
暴風雪 (平均風速)			20m/s 雪を伴う		
風雪 (平均風速)	12m/s 甲府14m/s* 雪を伴う		/		
強風 (平均風速)	12m/s 甲府14m/s*				
大雨 (雨量) mm	R1	20	40	40 RT100	60 RT100
	R3	40	80	80	120
	R24	70	150	150	250
大雪 cm	5	10	20	40	

(問い合わせ先)

連絡先 甲府地方気象台
 担当 防災業務課
 電話 055(222)9101